

長野県中山間地域農業直接支払事業に係る特認地域及び特認基準

対象地域

基準① 農林統計上の中山間地域
基準② 次の a または b の要件を満たす地域 a 8 法指定地域に隣接する旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が 10%以上 (新または旧市町村単位) イ DID を含まない旧市町村、または、DID を含む旧市町村にあっては DID を除く地域 ウ 人口 8 万人以下の旧市町村 b 8 法指定地域に隣接しない旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が 13%以上 (新または旧市町村単位) イ DID を含まない旧市町村 ウ 人口 5 万人以下の旧市町村
基準③ 次のいずれかの要件を満たす地域において、前期対策から引き続き本対策に参加する協定集落が取り組む農用地 a 農業従事者の高齢化率が県平均以上 (新または旧市町村単位) b 農林地率が 75%以上 (新または旧市町村単位)
基準④ 8 法指定地域に地理的に接する農用地

上記①～④の地域は、下記の農用地のみを対象とする

基準① 傾斜農用地(田 1／100 以上、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上)
基準② 自然条件により小区画・不整形な田

(参考) 用語について

新市町村・・・現在の市町村。

旧市町村・・・昭和 25 年 2 月 1 日当時の市町村。なお、その後分割され、それぞれ異なった新市町村に分割合併された場合は、分割されたそれぞれを独立した地域として取り扱っている。 例：〇〇町 2－1 等

D I D・・・人口集中地区のこと。人口密度 4,000 人/㎢以上の国勢調査機本体単位区が互いに隣接し、合わせて人口 5,000 人以上を有する地区をいう。